

※本資料はR8.3.19時点での
内容であり、今後変更が生じる
場合がございます。

建築GX・DX推進事業について

令和8年3月

建築物ライフサイクルカーボン評価（LCCO₂評価）の実施によるLCCO₂削減の推進（GX）と建築業界全体の生産性向上の推進（DX）を図るため、建築物のLCCO₂評価の実施と建築BIMの普及拡大を一体的・総合的に支援する。

● 補助要件

<BIM活用型>

- 次の要件に該当する建築物であること
 - ▶耐火/準耐火建築物等
 - ▶省エネ基準適合
- 元請事業者等は、下請事業者等による建築BIMの導入を支援すること
- 元請事業者等は、本事業の活用により整備する建築物について、維持管理の効率化に資するBIMデータ整備を行うこと
- 元請事業者等または下請事業者等またはその両者は、上記のうち大規模な新築プロジェクトにあつては、業務の効率化又は高度化に資するものとして国土交通省が定めるBIMモデルの活用を行うこと
- 元請事業者等及び下請事業者等は、「BIM活用事業者登録制度」に登録し、補助事業完了後3年間、BIM活用状況を報告すること。また、国土交通省が定める内容を盛り込んだ「BIM活用推進計画」を策定すること

<LCCO₂評価実施型>

- LCCO₂評価算定結果を国土交通省等に報告すること（報告内容をデータベース化の上、国土交通省等において毎年度公表）
 - 国土交通省等による調査に協力すること
- ※ BIMモデルを作成した上でLCCO₂評価を行う場合は、BIM活用型、LCCO₂評価実施型のいずれの要件も満たすこと

● 補助額等

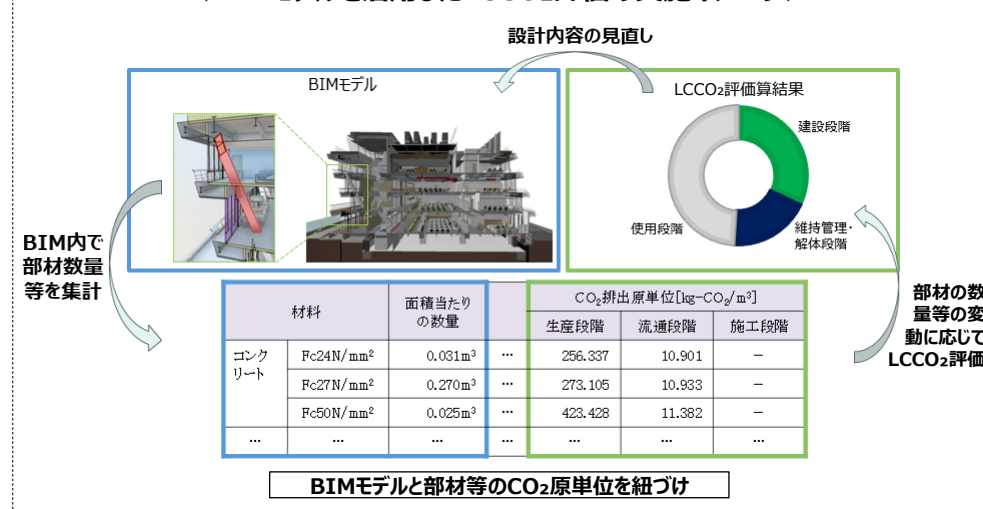
<BIM活用型>

- 設計調査費及び建設工事費に対し、BIM活用による掛かり増し費用の1/2を補助（延べ面積に応じて補助限度額を設定）

<LCCO₂評価実施型>

- LCCO₂評価の実施に要する費用について、上限額以内で定額補助
 - BIMモデルを作成せずにLCCO₂評価を行った場合：650万円/件
 - BIMモデルを作成した上でLCCO₂評価を行う場合：500万円/件
- ※ LCCO₂評価に必要なCO₂原単位も策定する場合の上限額は、400万円を加算

<BIMモデルを活用したLCCO₂評価の実施イメージ>



令和7年度事業からの主な変更点について【P】

赤字・黄色マーカー：R7事業からの主な変更点

見直し項目	令和7年度事業	令和8年度事業（案）
BIM図面審査への対応	(新規)	<ul style="list-style-type: none"> BIM図面審査への対応について補助可能に追加。 ※モデル作成、図書の作成、申告書、社内テンプレートの作成、講習費用等も含む。 ※高度な活用において、BIM図面審査への対応を追加。
協力事業者における補助限度額引き上げ	<ul style="list-style-type: none"> 協力事業者におけるBIMコーディネーター人件費、BIMマネージャー人件費の補助上限を100万円とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 協力事業者におけるBIMコーディネーター人件費、BIMマネージャー人件費の補助上限は500万円とする。 ※設計においては、BIM図面審査を行うものについては、上限を設けない。
BIMモデル作成費の上限額引き上げ	<ul style="list-style-type: none"> BIMモデル作成費の合計額の補助上限を1,000万円とする。 	<ul style="list-style-type: none"> BIMモデル作成費の合計額の補助上限は1,000万円。 ※設計においては、BIM図面審査を行うものについては、上限を設けない。
LCCO ₂ 評価実施型の対象の拡大①	<ul style="list-style-type: none"> 算定する建築物の用途は、非住宅又は共同住宅とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 算定する建築物の用途は問わない。
LCCO ₂ 評価実施型の対象の拡大②	<ul style="list-style-type: none"> 増改築、修繕等を行う建築物のLCCO₂評価を実施する場合は、既存部分も含めた建築物全体で算定する必要がある 	<ul style="list-style-type: none"> 既存部分も含めた建築物全体で算定する場合、増改築や修繕等を行う部分のみを算定する場合のいずれかを明示。
災害リスクエリアの対象除外範囲の拡大	<ul style="list-style-type: none"> 以下の要件等を満たす建築物を対象外とする。 <ol style="list-style-type: none"> 「土砂災害特別警戒区域」に立地する住宅 「災害危険区域（急傾斜地崩壊危険区域または地すべり防止区域と重複する区域に限る）」に立地する住宅 「市街化調整区域」であって「土砂災害警戒区域」もしくは「浸水想定区域」に立地する住宅 	<ul style="list-style-type: none"> 以下の要件等を満たす建築物を対象外とする。 <ol style="list-style-type: none"> ①～③左記と同様 ④「建築基準法の構造規制等を追加的に課している災害イエローゾーン（災害危険区域かつ浸水想定区域（浸水深3m以上）及び災害危険区域かつ土砂災害警戒区域）」かつ「災害危険区域」の重複エリアに立地する住宅

要件の拡充

要件の見直し

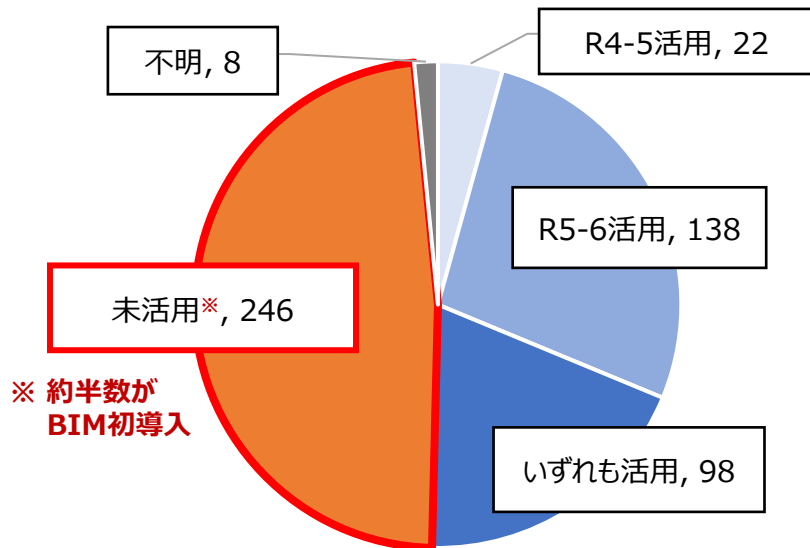
○ 今年度は約500PJにおいて、約500以上の事業者が活用。そのうち約半数が、新たに事業へ参加。

申請実績（令和8年2月末時点）

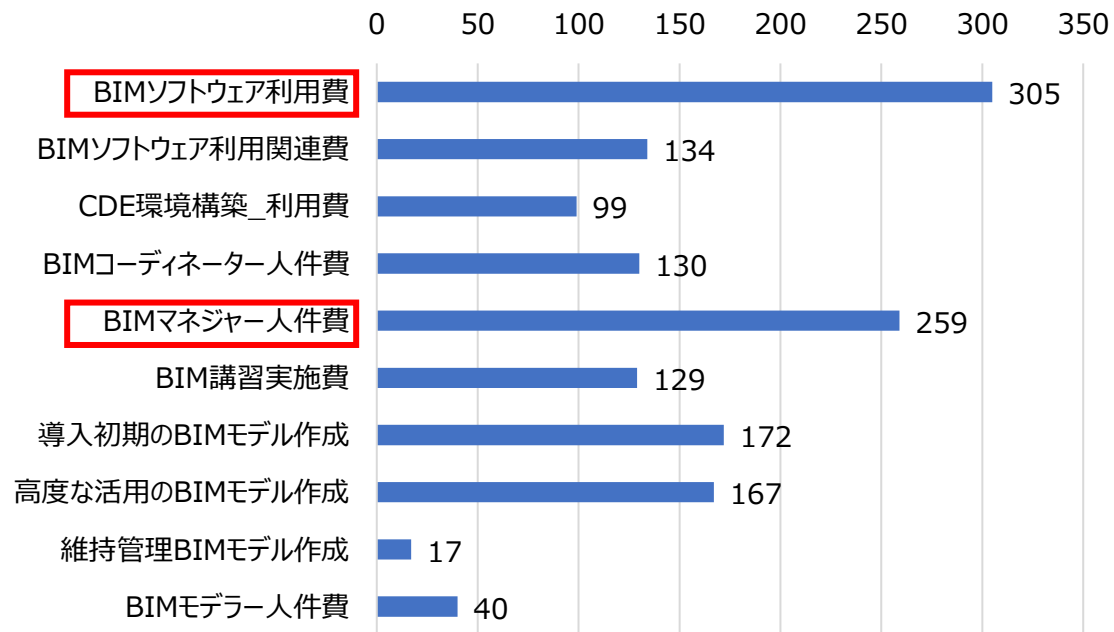
申請PJ件数（件）	R6補正予算			R7当初予算		
	BIM活用型	うち、LCAも実施	LCA実施型	BIM活用型	うち、LCAも実施	LCA実施型
	50	1	-	432	28	25

活用事業者の内訳（令和8年1月末時点）

本事業の活用経験の内訳
(N=512、単位：者)



申請費用別事業者数 (N=512、単位：者、複数回答可)



- 令和8年4月より、代表事業者となる元請事業者等（設計事務所・ゼネコン等）を公募します。公募開始後「代表事業者」として登録し、準備が整ったプロジェクトから随時交付申請を行って下さい。
- 補助対象となるのは、代表事業者登録から事業者毎の設計・施工の業務の完了までの間に発生した費用（完了実績報告までに発生した費用）です。
- 完了実績報告までに作成した設計BIMモデル又は施工BIMモデルにより出来高を確認し、補助金を交付します。

※補助対象期間等については、国会における予算審議の状況により、変更が生じる場合があります。

